

⑨公的機関・職員による差別事件

京都府では、京都市職員福島さんが免職取り消し判決をかちとり職場復帰を実現した。彼は、京都市環境局に二五年間無遅刻無欠勤で勤務してきたにもかかわらず、何の証拠もなく、飼い犬の死骸の収集手数料四六〇〇円を横領したとの理由から二〇〇七年二月一三日に懲戒免職処分を受け、それに対する取り消し訴訟を行ってきた。〇八年七月、大阪高裁は一審の京都地裁に続き市の処分を取り消す判決を出し、彼は職場復帰をかちとった。事件の背景には、一連の不祥事に対し部落差別を煽るマスコミの報道と、議会質問に対して十分な調査を行わず先人観に基づく誤った判断が行政内でまかり通ったことがある。「突然解雇を受け、何か何だかわからなくなり、頭が真っ白になって、何をしていたかわからなかった。精神的、経済的に毎日、苦しい一年だった。信じてもらえなかったことが悔しかった」と彼は訴えている。部落解放運動の支援と免職取り消し判決への希望が彼とその家族を支えてきた。京都市は正式な謝罪と反省を行い、彼の名誉回復が行われた。